

測量並びに工事の設計及び工事に関する調査委託における熱中症対策に関する試行要領
令和6年7月5日制定
〔財務部契約検査課〕

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する測量並びに工事の設計及び工事に関する調査の委託（以下「工事に係る委託」という。）において、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、屋外作業における安全対策を進めるため、熱中症対策として休業休止した場合の取り扱いについて、必要な事項を定めたものである。

(対象業務)

第2条 この要領は、工事に係る委託のうち、屋外作業を含む委託業務を対象とする。

(気温の計測等)

第3条 受注者は、履行期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、業務計画書に記載し提出しなければならない。

2 本試行にあたっては、次の各号のいずれかに該当し、かつ、猛暑により現場作業を休止した時間を算定し、日数に換算するものとする。（小数点以下切り上げ）

(1) 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上の場合。現場から最寄りの環境省が公表している観測地点のWBGTを用いることを標準とする。

(2) 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(℃)以上の場合。現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の日最高気温が30度(℃)以上の日とする。

(3) 夜間については、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合。現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又はWBGTが25度(℃)以上の場合。

3 前項の計測方法によりがたい場合は、現場内を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

4 受注者は業務計画書に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。

(履行期間の変更)

第4条 受注者は、履行期間内において猛暑により現場作業を休止した場合、前条第2項及び第3項において算出した日数分の履行期間の追加について、発注者と協議することができることとし、根拠資料として、業務日報と気温等の観測データを提出する。

(特記仕様書等への明示)

第5条 本要領を適用する委託は、特記仕様書等に「測量並びに工事の設計及び工事に関する調査委託における熱中症対策に関する試行要領」の対象とする旨を記載するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月5日から施行し、令和6年7月5日以降に起工する委託から適用する。また、令和6年度予算により執行する委託業務で令和6年7月5日より前に起工したものについては、受発注者間で協議し、必要と認められる場合は、履行期間を変更するものとする。

る。

(参考) 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症運動予防運動指針	
35℃以上	3.1以上	運動は原則禁止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	2.8以上 3.1未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温 が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人(※)は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	2.5以上 2.8未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水 分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきぐらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	2.1以上 2.5未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に 水分・塩分をとる。
24℃未満	2.1未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は 必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので 注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より